

## 徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成30年2月28日（水） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

### 3 議事内容

#### 付議案件

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 非農地証明願の審議について           |
| 第5号議案 | 農用地利用集積計画の承認について        |

#### 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第18条第6項の処理について
6. 農地改良届について
7. 農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について
8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

#### 4 出席委員

##### 農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 18名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橋 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 19番 市岡 沙織

##### 農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 5名

- 2番 石田 哲治
- 6番 桑野 欣伸
- 7番 山本 喜代治
- 14番 兼田 博行
- 15番 住友 勇

平成30年2月28日 15時15分から  
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長 　　ただ今から、平成30年2月徳島市農業委員会総会、農地関係を開会いたします。  
　　本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える18名が出席しており、会議が  
成立しております。  
　　欠席の届出がありました委員は、18番、朝田 三郎委員です。  
　　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異  
議はございませんか。

全委員 　　異議なし。

議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、9番・久米 裕純委員、  
19番・市岡 沙織委員にお願いします。  
　　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よ  
ろしく願いいたします。  
　　では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。  
　　それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご  
説明します。  
　　議案書1ページをお開きください。  
　　全ての申請について法定の添付書類は整っております。  
　　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思  
われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支  
障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。  
　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき  
事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。  
　　1番と2番については、申請理由等が同一のため、合わせて説明させていただきます。  
　　この2件の申請は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与により、農地  
それぞれ1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は同一世帯内のた  
め、許可後も変わらず、53aに至るもので、譲受人は、許可後は葱の栽培を行うと  
のことです。  
　　第1号議案は以上2件で、対象地は、畑775㎡のみで、合計775㎡となります。  
ご審議をよろしくお願いします。

議長 　　事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員  
の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。  
　　それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。  
　　第1号議案の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、全案件を議案書のとお

り許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について、ご説明します。

農地関係議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、既存敷地の拡張としての駐車場、通路のために住宅用地に転用するものでございます。立地基準については、国道11号線と徳島自動車道の交差する地点から北西に約250mに位置する、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準について、申請人は、隣接地に居住していましたが、住宅の建て替えを計画し、駐車場敷地が不足していたことから既存敷地と併せて、駐車場、通路として利用する計画に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、20年ほど前から駐車場、通路として利用し、現地は既に、既存住宅を滅失し建て替えの準備に入っております。このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番と3番は同一の申請人によって、一筆を分割して、北側を露天貸駐車場、南側を露天貸資材置場用地に転用しようとするもので、併せて説明させていただきます。立地基準については、県道川内大代線徳島バス加賀須野停留所東側に位置する農地で、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準について、申請地を継続的かつ利益ができるように耕作することが困難な状況となってきたところ、駐車場や資材置場を探している企業があることを知り、安定的収入を得ることができると考え、今回の申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに一部を造成し、資材置場・駐車場として利用されており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月15日に川内地区の委員さん2人、推進委員さん2人、事務局2人、転用者側1人により地区審査を実施いたしました。

以上3件で、田2,570㎡、畑98㎡、合わせて2,668㎡でございます。

転用目的の内訳は、住宅用地98㎡、その他施設用地2,570㎡でございます。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思ひます。

それでは、2番と3番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の植田委員

さん、転用計画の内容等について、ご心証などいかがでしたでしょうか。

植田委員

今月15日の午後2時30分から2番と3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は細川委員さん、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員4人と、転用者側1人、事務局2人の7人です。

申請対象の農地は、徳島バス加賀須野停留所東側に位置しており、事務局によるとこのあたりは、公共投資の対象となっていない、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、申請人が、自分の土地を4条許可で、貸露天資材置場にする計画であるとのこと。また、農振法の除外については、平成19年以前から除外されているとのこと。土地の造成については、周辺土地の高さを超えない程度で盛り土するとの説明でした。排水については、雨水のみで、おもに地下浸透しますが、大雨のときなどは、南側と東側の既設水路に排水するとのこと。事務局からは、申請地を管轄する川内土地改良区の排水同意書、受理・意見書の提出を受けていると報告を受けています。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているのであれば、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番と2番は譲受人、事業内容等が同一のため、併せて説明させていただきます。この2件は、譲受人が所有権の移転を受けて、ガラス加工機製造工場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、申請地に隣接する土地でガラス製造・加工業を営んでおりますが、事業拡大に伴い工場が手狭となり、現在別の場所に借りている

倉庫もあるため、このたび申請地に製造工場を建設することで、事業拡大と出荷及び搬入の集約化を図ろうと申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を超えており大規模であるため、今月14日に沖洲地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側4名により地区審査を実施しました。

3番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されず。一般基準について譲受人は、現在賃貸マンションで生活をしておりますが、親が所有する農地の中で申請地が最も実家から近く、耕作の手伝いもしやすいことからこの地に住宅建築を計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が所有権の移転を受けて、農地への進入路に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、申請地北側に所有する農地が公道に面していないため、これまで用悪水路や申請地の一部を通行させてもらっていましたが、農業用機械の出入りに不便が生じていたため、このたび申請地を進入路として造成する申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、10ha以上の規模の一団の農地の区域で、区画面積・形状等が営農に適している甲種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、農地分断の恐れもございません。一般基準について譲受人は、主に土木工事業を請け負っており、現在県下一円で業務を行っておりますが、市内での業務が増加しており、高所作業車やフォークリフトなどのレンタル機材を置くスペースが必要となり、申請地が幹線道から近く、利便性も良いことから、所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、優良農地の転用案件であるため、今月15日に不動地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

6番と7番は、譲受人及び事業内容が同一のため、併せて説明させていただきます。この2件は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、仮設事務所に転用するもので、転用期間は許可日から平成33年2月末日までの一時転用です。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、徳島新聞社印刷センター建築業務を請け負っており、新築工事を行うにあたり、現場近くで仮設事務所が必要となり、工事期間中に利用するための一時転用申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

8番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、飲食店に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は喫茶店・飲食店経営を営んでおり、県内でも複数店舗の経営をしておりますが、沿道サービスによる事業拡張を考え、最適な場所を模索していたところ、申請地が環状線沿いで利便性も良く、集客も充分見込まれることから、所有者と話がまとまったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また申請地は、隣

接する農地もなく、被害防除措置も問題はありますが、転用面積が1,000㎡を超えており大規模であるため、今月15日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

9番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、近隣住民の車両回転場に転用するもので、転用期間は許可日から平成31年8月末日までの一時転用です。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、申請地そばの榎瀬川樋門工事を請け負っており、老朽化した樋門の改修工事を現在進めているところですが、当該工事実施にかかる市道通行止めにより、近隣住民の車両が通行不能となる箇所ができることから、申請地を工事期間中一時的に埋め立て、車両回転場とする申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

10番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、申請地の一角に居住しており、自宅駐車場が狭く不便であり、今春より子供2人も車に乗り始める予定のため、この地に自家用車を置くスペースを設ける計画をたてたもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

11番と12番は譲受人、事業内容等が同一のため、併せて説明させていただきます。本案件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、市内で自動車販売・修理整備業を営んでおりますが、事業拡大につき、在庫自動車を置くスペースが手狭となってきたため、これらの車両置場を、幹線道沿いのアクセスの良いこの地に計画し、各所有者と話がまとまったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を超えており大規模であるため、今月15日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

13番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、自身が経営する住宅建築業に加えて、その関連工事である土木工事の受注が増えてきたため、それに伴う残土、砕石を置くスペースや、柱や梁を加工するための切り組みスペースを確保する目的で今回の申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を超えており大規模であるため、今月15日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

14番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、不動産売買・管理業を営んでおりますが、市内で事業の受注が増えている個人経営の会社へ、事務所からも近く、道路幅も広いこの地を貸資材置場として提供することを計画し、賃貸借契約を結んで、砕石等の置場とする申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

15番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、自身が経営する会社が土木建築業を営んでおり、現在利用している資材置場が手狭となり、現在利用地での拡張が困難であるため、申請地を重機等を置くスペースとして利用することで、所有者と話がまとまったもので、転用の必要性・確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

16番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、市内で現に利用している資材置場が手狭になってきている業者へ、幹線道からも近いこの地を貸資材置場として提供することを計画し、賃貸借契約を結んで、型枠や重機車両置場とする申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、申請地のうち、一筆の一部につきましては、農地法の許可を受けずに事前着工し埋め立てされ、木材等の資材を置くスペースとしていたため、譲受人より、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。また、転用面積が合計で1,000㎡を超えておりますが、申請地が宅地を挟んで南北に分断されており、一体利用ではございませんので、このたびの申請についての地区審査は実施しておりません。

第3号議案は以上16件で、田11,609.17㎡、畑3,046.07㎡の計14,655.24㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地が295.36㎡、その他施設用地が14,359.88㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、1番と2番案件の地区審査に参加していただいた、沖洲地区の桑野委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

桑野委員

今月14日の午前10時より1番と2番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は金澤委員さんと私の委員2名と、事務局2名、転用者側及び関係者4名の計8名で地区審査を実施しました。

場所は、徳島市立高等学校から北東に約400mに位置する農地で、このあたりは公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されるとのことです。また、農振法の除外については、平成19年以前より農用区域外とのこと。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権の移転をしてガラス加工機製造工場へ転用しようとするものです。土地の造成については行わず、敷地全体を整地し、地盤改良を行って、鉄骨造平屋建の工場を建築予定とのこと。排水計画については、工場内では水を使用しないため汚水はなく、雨水排水のみで、周囲にU字型側溝、集水マスを新設し、西側の既設水路に放流する計画であり、隣接農地へも被害が及ばないようにするとのこと。

結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置等に問題はなく、農地法上で許可相当となる要件を満たしておりますので、沖洲地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です、よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。続きまして5番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員

今月15日の午前10時より5番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は増井推進委員さんと私の委員2名と、事務局2名、転用者側1名の計5名で地区審査を実施しました。

場所は、徳島市不動支所から西に約200mに位置する農地で、このあたりは10ha以上の規模の団の農地の区域で、区画面積・形状等が営農に適している甲種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、農地の分断の恐れもないとのこと。また、農振法の除外については、平成19年6月以前より農用区域外とのこと。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で使用貸借権の設定をして、露天資材置場へ転用しようとするものです。土地の造成については、新たに土砂の搬入・搬出は行わず、地盤を固めて整地・転圧し、現況地盤高から10cm程度沈下させたうえで、レンタル機材等を置く場所に使用するため、申請地の残地及び周辺農地への耕作に影響を及ぼす恐れはないとのこと。排水については雨水のみで、地下浸透させる計画であり、地元土地改良区との協議も整っているとのこと。

結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置等に問題はなく、農地法上で許可相当となる要件を満たしておりますので、不動地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です、よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。続きまして8番と11番、12番、13番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員

今月15日の午後1時30分から8番と、11番から13番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者はいずれの案件も、植田委員さん、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員4名と、事務局2名、転用者側2名の計8名です。

まず8番案件についてですが、場所は、国道11号線と徳島環状線の交差点より東に約200mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのこと。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、賃貸借権の設定をして、飲食店舗に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、昨年11月に除外公告済であるとのこと。土地の造成については、山土で盛り土し、整地後にアスファルト舗装を行う計画で、周囲は公衆用道路、宅地のため、転用による周辺農地への悪影響もないとのこと。また、汚水、

雑排水については合併浄化槽を設置し、集水桝を経由して、北側の道路側溝へ排水する計画で、水路を管理する地元の土地改良区との協議は整っております。

次に11番と12番案件についてですが、場所は、徳島県国保会館から徳島環状線を挟んですぐ向かいに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をして露天駐車場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、11番案件については、昨年11月に除外公告済で、12番案件については、平成19年6月以前より農用地区域外であるとのことです。土地の造成については、山土で30cm程度盛り土してから砕石を敷き、周囲はコンクリート擁壁を新設する計画で、土砂流出の恐れもないとのことです。また、排水については雨水のみで、地下浸透及び大雨の時には南側の水路へ排水する計画で、水路を管理する地元の土地改良区との協議は整っております。

最後に13番案件についてですが、場所は、徳島市川内南小学校より北東に約300mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をして露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成19年6月以前より農用地区域外であるとのことです。土地の造成については、山土で道路高まで盛り土した後に東側の集水桝に水が集まるよう敷地内で勾配をとり、北側及び西側にはコンクリート擁壁を新設する計画で、周辺農地への耕作に影響を及ぼす恐れもないとのことです。また、排水については雨水のみで、地下浸透及び東側の道路側溝へ排水する計画で、水路を管理する地元の土地改良区との協議は整っております。

結論として、今回の4件の転用許可申請については、被害防除措置等に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番、2番の案件を許可相当として議案書のとおり県に諮問すること、3番から16番案件につきましては、議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第3号議案については1番、2番の案件を許可相当として議案書のとおり県に諮問すること、3番から16番案件につきましては、議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第4号議案非農地証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

- 職員                    それでは第4号議案、非農地証明願の審議についてご説明いたします。  
議案書6ページをお開きください。  
すべての申請について所定の添付書類は整っております。  
1番の申請地は、JA徳島市南岩延集落センターの東向かいに位置する農地でありましたが、申請人によって、昭和45年12月頃の住宅新築時から造成し、駐車場等として利用され、現在においても、住宅敷地として利用されているものです。非農地化の確認資料としましては、平成8年4月23日撮影の航空写真が添付されており、現地为非農地化していることは、現地調査でも確認しております。申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。  
第5号議案は以上1件で、対象地は、畑94㎡のみでございます。  
以上、ご審議をよろしく申し上げます。
- 議長                    事務局の説明は以上ですが、その他、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。  
第4号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。
- 全委員                    異議無し。
- 議長                    異議がないということですので、第4号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。  
それでは、次の審議に移ります。  
第5号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。  
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員                    それでは第5号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。  
議案書7ページをお開きください。  
全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われまます。  
利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。  
今月は新規設定が3件、再設定が3件で合計6件となっており、そのうち、賃貸借が5件、使用貸借が1件となっております。  
設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が多家良地区・2筆・1件、2番・3番が応神地区・3筆・2件、4番が川内地区・2筆・1件、5番・6番が南井上地区・6筆・2件、となっております。  
利用権設定については以上で、田1筆4,094㎡、畑12筆21,698㎡の合計13筆25,792㎡となります。  
続きまして、所有権移転についてご説明します。  
8ページをお開きください。  
本案件は、それぞれ譲渡人から譲受人へ、売買により所有権が移転されるものです。

耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番の、譲受人の耕作面積は、取得後77aに至るものであり、取得後には対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

所有権移転については以上1件で、田1筆、1,725㎡となります。

第5号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第5号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員 それでは報告事項についてご報告します。

議案書9ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。10ページにわたって、9件、受理いたしました。

11ページをお開きください。

2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について、でございます。7件について許可を決定し、許可指令書を交付いたしました。

12ページにお移りください。

3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。13ページにわたって、10件、受理いたしました。

14ページにお移りください。

4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。16ページにわたって、16件、受理いたしました。

17ページをお開きください。

5番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。農地の賃貸借契約について合意による解約がなされた旨の通知を、3件、受理しました。

18ページにお移りください。

6番は、農地改良届について、でございます。2件、受理いたしました。

19ページをお開きください。

7番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届け出について、でございます。3件、届出を受理いたしました。

20ページをお開きください。

8番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、ございます。1件、徳島地方法務局に回答いたしました。

報告事項について、の報告は、以上でございます。

議長 報告は以上ですが、その他、委員の皆様から何かご意見等はございませんか。

森委員 前回の総会において非農地通知について質問しました。確認の意味もこめまして、再度、質問したいと思います。

非農地通知の運用につきましては、農林水産省経営第4530号が制定されています。これによりますと、非農地通知の対象となる、再生利用が困難な荒廃農地とは、対象の土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、または、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの、とされています。そして、それ以外は農地に該当するとあります。

本市において非農地通知を出す場合、これを基本として運用していますか。

職員 はい。本市は今挙げられた基準に基づき、非農地通知の運用を行っています。

森委員 わかりました。そのようにお願いします。

次に、農地法からの適用除外について質問です。森林の様相を呈している農地などに対して非農地通知が出された後、対象地は自動的に非農地へと変更されるのか、所有者からの申出などが必要なのか教えて下さい。

職員 非農地通知の送付後、農林水産課での手続きを経て、農地から除外されることになります。

森委員 荒廃農地の中でも、森林の様相を呈している農地などは非農地通知によって農地から除外されますが、雑草が繁茂するなど荒れた状態でも、農地の扱いのまま残る土地もありますね。こういった農地に関しても遺憾の無いよう対応をお願いします。

職員 文書発送後、問い合わせをくださった方もいらっしゃいました。農地として活用してもらうのが一番ですが、困難な場合は、周辺の農地や宅地に迷惑がかからないよう管理し、利用方法や地目の変更も検討して欲しいと伝えました。その場で明確な答えまで出される方はいらっしゃいませんでした。

森委員 原則として、非農地通知を受け取った場合、法務局の登記の地目変更まで行うよう指導すべきと考えますがどうですか。

職員 地目変更をするよう依頼はします。しかし、費用が発生する手続きとなりますので、強制力を含めた指導までは難しいかと思えます。

森委員 分かりました。遺憾のないよう運用をお願いします。

本市には、農業委員会のホームページがありますね。現状、非農地通知や非農地証

明についての掲載がありませんので、今後、掲載してはどうでしょうか。他市のホームページには掲載しているところも多いようです。

職員                    分かりました。検討いたします。

森委員                以上です。ありがとうございました。

議長                    その他、委員の皆様から何かご意見等はありませんか。  
それでは、農業委員会総会―農地関係については以上となります。ありがとうございました。

(16時50分)